

第162回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

第162期事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (6) 主要な事業内容
 - (7) 主要な営業所及び工場
 - (8) 従業員の状況
4. 会社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 会社の体制及び方針
 - (2) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの概要）
 - (3) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

関西ペイント株式会社

上記の書類につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

(6) 主要な事業内容

塗料及び塗料関連製品とこれらに関する機器装置類の製造、販売、設計及び塗装の監理等

(7) 主要な営業所及び工場

① 国内

関西ペイント株式会社	本店	兵庫県尼崎市神崎町33番1号
	本社事務所	大阪市北区梅田一丁目13番1号
	事業所	栃木県鹿沼市、横浜市、神奈川県平塚市、愛知県みよし市、大阪市、兵庫県尼崎市、兵庫県小野市、北九州市
	開発センター	神奈川県平塚市
関西ペイント販売株式会社	本社	横浜市
	営業所	仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、福岡市
久保孝ペイント株式会社	本社・工場	大阪市
	営業所	さいたま市、名古屋市、大阪市、福岡市
日本化工塗料株式会社	本社・工場	神奈川県高座郡
株式会社カンペハピオ	本社	大阪市
	工場	兵庫県尼崎市、兵庫県小野市
	営業所	川崎市、愛知県清須市、兵庫県尼崎市、福岡市
カンペ商事株式会社	本社	横浜市
	営業所	千葉市、川崎市、名古屋市、大阪市
株式会社KAT	本店	横浜市
	本社事務所	横浜市
	営業所	茨城県結城市、東京都西多摩郡、神奈川県高座郡、北九州市
関西ペイントマリン株式会社	本社	東京都港区
	営業所	東京都港区、広島県福山市、福岡市

※2026年4月1日付で、久保孝ペイント株式会社は関西ペイント販売株式会社に吸収合併され、消滅しました。

② 海外

Kansai Helios Coatings GmbH	本 社	オーストリア
Kansai Nerolac Paints Ltd.	本社・工場	インド
Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd.	本 社	モーリシャス
P.T.Kansai Prakarsa Coatings	本社・工場	インドネシア
Kansai Paint Asia Pacific Sdn.Bhd.	本社・工場	マレーシア
Kansai Plascon Africa (Pty) Ltd.	本 社	南アフリカ
U.S. Paint Corporation	本社・工場	米国
Kansai Altan Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.	本社・工場	トルコ
P.T. Kansai Paint Indonesia	本社・工場	インドネシア
Thai Kansai Paint Co., Ltd.	本社・工場	タイ
Kansai Resin (Thailand) Co., Ltd.	本社・工場	タイ
台湾 関西塗料 股份有限公司	本社・工場	台湾
Sime Kansai Paints Sdn.Bhd.	本社・工場	マレーシア
関西塗料(中国)投資有限公司	本 社	中国

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)
16,739名 (675名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、グループ外への出向者を含んでおりません。
2. 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員は含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
1,536名 (29名増)	42.1才	18.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。
2. 従業員数には、臨時従業員は含みません。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 2024年2月21日開催の取締役会決議に基づき発行した2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 転換社債型新株予約権付社債の内容	
社債の総額	600億円
利率	0.00%
社債の発行日	2024年3月8日
償還の期日	2029年3月8日
2. 新株予約権の内容	
社債に付された新株予約権の総数	6,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額2,733.0円で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。・転換価額は2,733.0円とする。
新株予約権の行使期間	2024年3月22日から2029年2月22日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 2025年11月7日開催の臨時取締役会において、当社の中間配当金について、普通株式1株につき55円とする剰余金配当案が承認されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、転換価額が2,753.0円から2,733.0円に調整されております。

(2) 2024年2月21日開催の取締役会決議に基づき発行した2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 転換社債型新株予約権付社債の内容	
社債の総額	400億円
利率	0.00%
社債の発行日	2024年3月8日
償還の期日	2031年3月7日
2. 新株予約権の内容	
社債に付された新株予約権の総数	4,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額2,733.0円で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・転換価額は2,733.0円とする。
新株予約権の行使期間	2024年3月22日から2031年2月21日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 2025年11月7日開催の臨時取締役会において、当社の中間配当金について、普通株式1株につき55円とする剰余金配当案が承認されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、転換価額が2,753.0円から2,733.0円に調整されております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	101百万円
②	①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	101百万円
③	①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	0百万円
④	当社子会社が支払うべき報酬等の額	9百万円
⑤	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Kansai Helios Coatings GmbH、Kansai Nerolac Paints Ltd.、Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd.、PT.Kansai Prakarsa Coatings、Kansai Paint Asia Pacific Sdn.Bhd.、Kansai Plascon Africa (Pty) Ltd.、U.S. Paint Corporation、Kansai Altan Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.、P.T. Kansai Paint Indonesia、Thai Kansai Paint Co.,Ltd.、Kansai Resin (Thailand) Co.,Ltd.、台湾関西塗料股份有限公司、Sime Kansai Paints Sdn.Bhd.、関西塗料(中国)投資有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、海外案件における専門的業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会において会計監査人の再任の適否について毎期検討するとともに、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当する場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会においてその旨及びその理由を報告いたします。また、その他、監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(2) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの概要）

当社は、法令の改正、社会経済、環境変化等によって生じる経営リスクに適応する内部統制システムが、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するための、経営基盤強化に不可欠であると考え、継続的にその改善・充実を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令等の遵守はもとより企業としての社会的責任を果たすため、「利益と公正」を企業活動の基軸とすることを、社是・企業理念及び価値観（使命目的の実現のため大切に判断基準）という形で打ち出し、グループ内の全ての従業員が高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制に帰結するよう具体的に明文化しています。
- ② 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査部門が業務の適法性・適正性・効率性を確保するための内部監査を実施し、その結果を、代表取締役社長、監査等委員会及び取締役会に適宜報告する体制としております。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力とはいかなる関係もたないことを明言し、不当な要求に対してはこれを毅然として拒絶すること、及び組織的に対応するための社内の窓口や連携先などについて役員及び従業員に周知しております。
- ④ 当社は「経営監理委員会」を頂点とする委員会体制のもと、「コンプライアンス推進委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス遵守のための啓発及び教育活動の立案や実行、社内運用体制の整備等を、組織横断的に推進する体制としております。
- ⑤ 当社は、グループ内のコンプライアンスに関する相談や不正、法令違反その他の不適切事象に対しての予防・早期発見機能として、内部通報窓口を設置しております。事案に際しては、コンプライアンス推進委員会が対処を図る内部受付窓口に加え、外部受付窓口も設定し、通報者の保護のため匿名性を確保した体制も確保しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理・情報の保護に関する規程に基づき適正に記録、保存を行うとともに、取締役が必要に応じて閲覧できるように管理しております。
- ② 当社は、法令または取引所開示規則に基づき、必要な情報を適時に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営監理委員会の傘下に「ERM推進委員会」を設置し、当社事業活動における潜在リスク評価を実施、不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るべく、リスク管理規程、対応マニュアル等を策定し、組織横断的なリスクマネジメントを行う体制としております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役の職務執行にあたっては、執行役員制度を基盤として効率的な執行と監督機能の強化を図る体制としております。※(1)2. 項「企業統治の体制」ご参照ください。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、社内規程に基づき、子会社各々の責任者（以下、「責任者」という。）を定め、各子会社の業務に関し適切な管理に努めております。
- ② 当社では、社内規程により報告を必要とする子会社に関する事項は、当社取締役会に情報を集約し、適切な対応を図るとともに、子会社の経営に重大な影響を与える事項については、責任者より当社取締役会に報告され、必要に応じ、決議を経て方針を決定する体制としております。
- ③ 当社は、必要に応じ役員及び従業員を子会社取締役として派遣し、当社の方針等に関し責任者と連携して子会社に周知徹底を図り、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する体制としております。
- ④ 当社は、子会社役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、子会社役員及び従業員に対し高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めるようグループとしての企業理念の共有と醸成を図っております。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、子会社の業務の適法性・適正性・効率性を確保し、内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図り、子会社に対する内部監査を定期的を実施し、その結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び取締役会に適宜報告する体制としております。
- ⑥ 連結子会社については、当社監査等委員会が定期的に監査を実施し、子会社が監査役を置く場合は子会社監査役とも、都度連携を取っております。また、主要な関連会社については必要に応じ役員または従業員を当該会社の取締役または監査役として派遣し、業務の適正を確保する体制としております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務が円滑かつ適正に遂行できるように、内部監査部門の特定の担当者が当該職務を補助するものとしております。

7. 前号6. の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査等委員会の職務の補助を行っている担当者の人事異動等については、監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重しております。また、当該担当者に対する監査等委員会の指示の実効性が制限・制約される事象が生じている場合は、監査等委員会は代表取締役または取締役会に対し必要な要請を行うこととしております。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ① 常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほか、経営会議等に出席し、重要な報告を受ける体制としております。
- ② 役員及び従業員は、監査等委員会から求められた事項及び重要な事実を監査等委員会に直接報告することとしております。また、監査等委員会の要求があった場合には、必要な資料を添えて説明することとしております。
- ③ 監査等委員会監査の指摘事項については、役員及び従業員が、報告を行うこととしております。
- ④ 子会社の役員及び従業員から重要な報告を受けた者は、責任者（※(2)5. 項ご参照ください。）に直接報告し、責任者は必要に応じ経営会議、取締役会、監査等委員会に報告することとしております。
- ⑤ 子会社の役員及び従業員は、当社の監査等委員会から求められた事項及び特に重要な事実を、必要に応じ当社の監査等委員会に直接報告することとしております。

9. 前号8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し前号8. の報告をした者は、コンプライアンス推進委員会が対処する内部通報窓口における通報者の取扱いに準じ、当該報告をしたことを理由として不利益を被ることがないよう保護されることとしております。

10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務は、監査等委員の請求にしたがい会社が負担することを明文化しております。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び監査等委員会は、意見交換を行うため、定期的な会合をもっております。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
- ③ 内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を保つとともに、監査等委員会から調査を求められた際はそれに従うことを社内規程に定め、監査等委員会の監査の実効性及び効率性の確保を図っております。
- ④ 監査等委員である社外取締役は、公正、中立の立場から当社の経営を監視するべく、当社の定める独立性基準を満たす独立性の高い人員を選任しております。

(3) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する体制の運用状況

当社は、コンプライアンス遵守のための啓発活動・社内運用体制の整備等についてコンプライアンス推進委員会を設置し組織横断的に推進しております。

運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 当社の基本的な理念や価値観を示すとともに、昨今の企業を取り巻く環境変化や社会の要請を加味し、具体的な行動規範「コンプライアンス」として、当社の持続的な成長を実現するための行動基準となる「KP way」に組み込みました。KP wayは、今後、当社グループにグローバルに展開してまいります。また、KP wayは、コンプライアンスの理解と徹底を図るための職場教育ツールの一つとして活用していきます。
- ② 従業員コンプライアンス研修や海外赴任前研修等、適宜適時の教育プログラムの組入れや、イントラネットを通じた継続的な意識醸成活動等を実施しております。
- ③ 国際的な安全保障貿易管理が重視される背景の下、コンプライアンス推進委員会の組織内の「輸出管理部会」にて当社内の輸出プロセスの監査実施の他、教育機会も増やすなどの注力しております。
- ④ コンプライアンスに関する内部通報窓口（※(2)1. ⑤項ご参照ください。）については、窓口を社内及び社外に設けており、従業員から通常の組織を経由せず、直接通報を、コンプライアンス推進委員会に報告可能な体制を設けております。なお、社内窓口は、国内、海外の子会社に周知し、また、社外窓口は国内子会社および海外の一部子会社も利用可能としており、子会社従業員からの通報を受けられる体制としております。海外子会社における個別の内部通報制度については、地域や当該国の法令や事業環境も加味しながら、主要グループ会社において整備しております。

これらの活動はコンプライアンス推進委員会にて活動方針と課題や計画が共有され、各部門で任命されたリーダーが部門内でオーナーシップを以って実践し推進する形としています。

2. 損失の危険の管理に関する体制の運用状況

当社は、事業活動における潜在的リスクへの対応のためERM推進委員会を設置し、組織横断的に推進しております。

当事業年度においては、今後、主に顕在化が危惧される自然災害を想定した事業継続マネジメントを、さらに実効性のある形にするため継続するべく、各部門で任命されたリーダーが部門内でオーナーシップを以って推進する形としています。

さらに、昨今の情勢に応じ、以下のような体制における各々のリスクマネジメント活動も実施しております。

- ① 地震・台風・豪雨といった災害リスクに対し、本社および首都圏における機能を高耐震性能・津波対策が備わったビルへ設置する等、従業員の安全確保と事業継続性を強化しております。他の事業所に

についても災害リスクを勘案した再編を進めております。災害時の情報収集ツールとしては、当社国内グループ全体をカバーする安否確認システムの拡充を行い、有事における迅速で正確なレポートライン確立を図っております。

- ② 昨今の情勢からリスクが高まっている情報セキュリティ上の脅威に対しては、「情報セキュリティ委員会」を設置し、4つの領域（組織的・人的・物理的・技術的）における対策実施や啓蒙活動を行い、セキュリティ強化を図っています。特に、ますます巧妙化するマルウェアや外部からのサイバー攻撃リスクに対しては、最新の対策ツール導入やデバイス管理の精緻化、従業員への教育啓蒙と訓練等を進めております。
- ③ 気候変動の長期的なリスクに対しては、「サステナビリティ推進委員会」が中心となり全社的・戦略的に市場環境シナリオ策定とリスク・機会の特定を進めています。

不透明性を増す経営環境下、成長戦略を遂行し持続的に企業価値を高めていくため、当社は引き続き、想定すべき経営リスクの予知・予見精度を向上させ、常に変化に対応できるレジリエンスを高めるための体制整備を進めています。

3. 取締役の職務執行の効率性確保に関する体制の運用状況

当社は、執行役員制度導入により監督機能と業務執行機能を分離、取締役の職務執行の効率化、職務責任の明確化、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制強化をさらに進めております。特に、中長期視点を要する執行案件や経営戦略に関する決議に当たっては、取締役会が必要に応じ、執行役員との十分な事前協議プロセスを設定したうえで、また、社外役員による客観的・専門的意見も踏まえた、適切な機能分離による審議運営が図られております。

これらの運営体制によって、当事業年度においては、成長合理化投資戦略、サプライチェーン刷新関連プロジェクトや人事制度施策実行等、特に成長戦略や中長期経営計画を実効性を以って進めるためのテーマについて、取締役会議事のみならず、適宜個別に議論の場を設定し、社外役員の専門的知見と助言を踏まえる形で推進しました。

また、取締役会の実効性評価（取締役会の運営について取締役アンケート実施及びその結果分析による）は、任意の委員会である指名報酬委員会が定例的、継続的に実行しており、取締役会の適切な運営に反映しています。当事業年度においては、前回の実効性評価後の議論に従って、より戦略的な視点で取り組むことができるように重要施策に重点を置いて議論を行った他、社外役員が、各部門長と中期経営計画の事業背景やポートフォリオ戦略を詳細に共有・理解し、意見交換を行う交流会を実施するなど、取締役会の実効性向上に向け、PDCAサイクルに沿った改善運営を実行しております。

また役員報酬制度改定にあたっては指名報酬委員会の諮問を受け、業績連動を適用する社内取締役の報酬について、制度としての客観的・合理性が確保され、適切なインセンティブを付与し得る形で策定し、実行に至っております。

4. 子会社の業務の適正性確保に関する体制の運用状況

当社の内部監査部門は、子会社の業務の適法性・適正性・効率性を確保し、内部統制の確立を支援するため、子会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び取締役会に適宜報告しております。

内部監査実施前後の各社の改善や残余リスク状況は、セルフアセスメントにより把握するなどの手法により、さらに適切かつ有効なモニタリング精度向上に努めています。

なお、監査等委員会は子会社の業務の適正を確保するための体制に関し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	376,241	流動負債	195,748
現金及び預金	78,661	支払手形及び買掛金	83,170
受取手形、売掛金及び契約資産	129,542	短期借入金	19,604
有価証券	40,380	関係会社短期借入金	20
商品及び製品	55,996	1年内返済予定の長期借入金	167
仕掛品	9,912	短期社債	29,981
原材料及び貯蔵品	48,072	リース債務	1,955
その他	19,314	未払費用	15,880
貸倒引当金	△5,639	未払法人税等	7,765
固定資産	425,451	与引当金	6,484
有形固定資産	203,833	その他	30,717
建物及び構築物	83,341	固定負債	224,741
機械装置及び運搬具	48,940	社債	60,000
工具器具備品	13,108	転換社債型新株予約権付社債	100,352
土地	33,833	長期借入金	2,646
建設仮勘定	24,609	リース債務	4,697
無形固定資産	82,154	繰延税金負債	46,047
借地権	3,129	退職給付に係る負債	9,126
ソフトウェア	15,019	役員退職慰労引当金	356
ソフトウェア仮勘定	1,173	役員株式給付引当金	312
その他	28,785	その他	1,200
投資その他の資産	139,463	負債合計	420,489
投資有価証券	58,285	(純資産の部)	
出資金	33,647	株主資本	246,625
長期貸付金	2,931	資本金	25,658
退職給付に係る資産	32,459	資本剰余金	18,414
繰延税金資産	7,219	利益剰余金	205,135
その他	10,406	自己株式	△2,584
貸倒引当金	△5,487	その他の包括利益累計額	53,209
資産合計	801,693	その他有価証券評価差額金	16,105
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	26,828
		退職給付に係る調整累計額	10,277
		新株予約権	223
		非支配株主持分	81,145
		純資産合計	381,203
		負債純資産合計	801,693

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		589,795
売上原価		398,449
営業利益		191,345
販売費及び一般管理費		141,618
営業外収益		49,726
受取利息	1,928	
受取配当金	560	
持分法による投資利益	4,160	
為替差益	5,268	
その他	2,785	14,704
営業外費用		
支払利息	3,093	
棚卸資産廃棄損失	576	
正味貨幣持高に係る損失	3,922	
その他	2,124	9,716
特別利益		54,713
固定資産売却益	5,017	
投資有価証券売却益	2,602	
関係会社株式売却益	148	
関係会社清算益	202	7,972
特別損失		
固定資産除売却損失	477	
減損損失	1,069	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	999	
関係会社株式売却損	216	
災害による損失	219	
早期退職金	2,059	
退職給付制度改定	627	5,670
税金等調整前当期純利益		57,016
法人税、住民税及び事業税	20,638	
法人税等調整額	1,776	22,414
当期純利益		34,601
非支配株主に帰属する当期純利益		2,960
親会社株主に帰属する当期純利益		31,641

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 余 金	利 余 金	益 金	株 主 資 本 計		
当連結会計年度期首残高	25,658	18,343	186,659			△2,101	228,560
超インフレの調整額			1,606				1,606
超インフレの調整額を反映した 当連結会計年度期首残高	25,658	18,343	188,266			△2,101	230,167
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当			△14,771				△14,771
親会社株主に帰属する当期純利益			31,641				31,641
自己株式の取得						△601	△601
自己株式の処分						118	118
連結子会社株式の取得による持分の増減		70					70
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)							
当連結会計年度変動額合計	-	70	16,869			△482	16,457
当連結会計年度末残高	25,658	18,414	205,135			△2,584	246,625

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	12,451	△0	19,615	8,562	40,628	224	80,595	350,009
超インフレの調整額							1,878	3,485
超インフレの調整額を反映した 当連結会計年度期首残高	12,451	△0	19,615	8,562	40,628	224	82,473	353,495
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△14,771
親会社株主に帰属する当期純利益								31,641
自己株式の取得								△601
自己株式の処分								118
連結子会社株式の取得による持分の増減								70
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	3,653	△1	7,213	1,715	12,580	△0	△1,328	11,251
当連結会計年度変動額合計	3,653	△1	7,213	1,715	12,580	△0	△1,328	27,708
当連結会計年度末残高	16,105	△1	26,828	10,277	53,209	223	81,145	381,203

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 113社
主要な連結子会社の名称 関西ペイント販売株式会社
Kansai Helios Coatings GmbH
Kansai Plascon Africa (Pty) Ltd.
Kansai Nerolac Paints Ltd.
Kansai Plascon East Africa (Pty) Ltd.
- (2) 当連結会計年度の連結子会社の変動は、次のとおりであります。
(増加) 2社 Versus Paint Specialists (Pty) Ltd. (取得による増加)
KP Prime Rwanda Ltd. (新規設立による増加)
(減少) 1社 西日本塗料サービス株式会社 (吸収合併による減少)
- (3) 非連結子会社の数 5社
主要な非連結子会社の名称 アルテック株式会社
連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社または関連会社の数 27社
主要な非連結子会社または関連会社の名称 株式会社扇商會
Polisan Kansai Boya Sanayi Ve Ticaret A.S.
湖南湘江関西塗料有限公司
中遠関西塗料（上海）有限公司
- (2) 当連結会計年度の非連結子会社または関連会社の変動は、次のとおりであります。
(減少) 4社 中遠関西塗料化工(天津)有限公司 他1社 (清算による減少)
Hong Kong Kansai Paint Co.,Ltd. 他1社 (売却による減少)
- (3) 持分法適用に関する特記事項
持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kansai Helios Coatings GmbH他91社の在外連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

棚卸資産 主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ソフトウェア（自社利用分）についてはグループ各社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

使用権資産

リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えて、国内会社は主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。在外連結子会社は、相手先毎に回収不能見積額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、原則として支給見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社の一部は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別

ステップ2：契約における履行義務を識別

ステップ3：取引価格を算定

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識

当社グループは塗料の製造販売及び関連する諸サービス等を主な事業内容としております。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(6) のれんの償却方法

20年以内の合理的な期間で定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債（又は資産）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

(重要な訴訟)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

法人税、住民税及び事業税 19億67百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結子会社であるKansai Plascon East Africa (Pty) Ltd.の子会社であるKansai Plascon Tanzania Ltd.はタンザニア歳入庁による税務調査において、納税額不足の指摘を受け、現在係争中です。本件に関連して、弁護士等の見解を踏まえて、当社が現在入手可能な情報に基づき、合理的な金額を見積りしておりますが、今後の状況変化などにより見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「有価証券評価益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産 4,290百万円
買掛金の一部、短期借入金1,987百万円、長期借入金929百万円の担保に供しているものは以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| 現金及び預金 | 18百万円 |
| 売掛金 | 527百万円 |
| 棚卸資産 | 3,529百万円 |
| 有形固定資産 | 180百万円 |
| 投資有価証券 | 34百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 312,403百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 177,976,280株
- (2) 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,983百万円	28円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	9,788百万円	55円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 9,788百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 55円00銭 |
| ③ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2026年6月29日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び社債）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約等を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約等を利用してヘッジしております。

資金調達については、短期借入金には主に営業取引に伴う資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資や投融資にかかる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務及び外貨建て予定取引等に係る為替の変動リスクを軽減するため、実需の範囲内で行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (5)ヘッジ会計の処理」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を、高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務については、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引実績は、必要に応じ経営会議等に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額45,715百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	52,949	52,949	—
資産計	52,949	52,949	—
(1) 社債	60,000	58,803	(1,197)
(2) 転換社債型新株予約権付社債	100,352	101,757	1,404
負債計	160,352	160,560	207
デリバティブ取引※	(1,441)	(1,441)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	12,445	—	—	12,445
社債	—	43	—	43
投資信託受益証券	—	40,460	—	40,460
資産計	12,445	40,504	—	52,949
デリバティブ取引※ 通貨関連	—	(1,441)	—	(1,441)

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債	—	58,803	—	58,803
(2) 転換社債型新株予約権付社債	—	101,757	—	101,757
負債計	—	160,560	—	160,560

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債及び投資信託受益証券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

レベル2に分類されるデリバティブは、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法等により算定しております。

社債及び転換社債型新株予約権付社債

社債及び転換社債型新株予約権付社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	自動車塗料	工業塗料	建築塗料	自動車（補修用）・船舶・防食塗料	その他	合計
日本	68,195	35,727	20,446	34,001	1,516	159,888
インド	49,988	24,021	60,734	3,070	544	138,358
欧州	12,501	96,477	8,163	15,759	29,836	162,738
アジア	38,270	14,611	10,180	4,196	804	68,064
アフリカ	469	5,313	39,842	3,300	2,823	51,748
その他	8,996	－	－	－	－	8,996
顧客との契約から生じる収益	178,421	176,151	139,367	60,328	35,525	589,795
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	178,421	176,151	139,367	60,328	35,525	589,795

(注) セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	10,237
売掛金	110,599
	120,836
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	20,155
売掛金	109,365
	129,521
契約資産（期首残高）	21
契約資産（期末残高）	20
契約負債（期首残高）	378
契約負債（期末残高）	433

- (注) 1. 契約資産は主に対価の受け取りに先んじて顧客に対して役務提供を行ったものであり、契約負債は主に製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であります。なお、契約負債は連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。
2. 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、実務上の便法を適用しており、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,703円16銭
1 株当たり当期純利益	179円65銭

重要な後発事象に関する注記

(欧州における事業構造改革の実施)

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、欧州事業の構造改革を実施することを決議いたしました。

1. 実施の背景

欧州連結子会社であるKansai Helios Coatings GmbHは、近年の事業規模拡大に伴い、組織及び事業運営の複雑化が進展し、収益性の低下が顕在化しておりました。また、欧州市場における経済環境の停滞やコスト上昇等により、事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、当社は中長期的な競争力及び収益力の向上を目的として、構造改革プロジェクト「True Color」を実施することといたしました。

2. 実施の概要

本プロジェクトにおいては、事業ポートフォリオの見直し、生産・販売・管理機能の再編及び効率化、組織体制及びガバナンスの見直し等を含む施策を段階的に実施いたします。プロジェクト初年度にあたる2026年度には、低収益・非中核事業からの撤退及び縮小を予定しており、一過性の費用及び損失が発生する見込みです。

3. 実施による損失の見込額

構造改革の実施に伴い2026年度に約70億円の特別損失を見込んでおります。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	101,818	流動負債	105,997
現金及び預金	17,711	電子記録債務	735
電子記録債権	5,127	買掛金	36,076
売掛金	45,512	関係会社短期借入金	14,139
商品及び製品	6,964	短期社債	29,981
仕掛品	3,860	未払費用	255
材料及び貯蔵品	7,649	未払法人税等	3,760
前払費用	128	未預り金	4,692
関係会社短期貸付金	3,828	賞与引当金	620
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	2,661	設備関係支払手形	2,610
未収入金	7,373	設備関係未払金	344
その他当金	2,238	その他	12,318
貸倒引当金	△1,238	固定負債	168,449
固定資産	285,323	社債	60,000
有形固定資産	47,018	転換社債型新株予約権付社債	100,352
建築物	14,617	繰延税金負債	6,331
構築物	1,451	退職給付引当金	1,354
機械装置	3,168	役員株式給付引当金	312
車輛運搬具	37	資産除去債務	29
車輜運搬具	37	その他	68
工具器具備品	1,776	負債合計	274,447
土地	10,455	(純資産の部)	
建設仮勘定	15,511	株主資本	115,061
無形固定資産	13,697	資本金	25,658
借地権	119	資本剰余金	27,154
ソフトウェア	12,590	資本準備金	27,154
ソフトウェア仮勘定	956	利益剰余金	63,120
その他	31	利益準備金	3,990
投資その他の資産	224,607	その他利益剰余金	
投資有価証券	13,814	固定資産圧縮積立金	3,600
関係会社株式	151,237	固定資産圧縮特別勘定積立金	2,795
関係会社出資金	12,606	別途積立金	23,136
長期貸付金	2,877	繰越利益剰余金	29,597
関係会社長期貸付金	27,064	自己株式	△872
長期前払費用	591	評価・換算差額等	△2,366
前払年金費用	18,742	その他有価証券評価差額金	6,062
その他	2,773	繰延ヘッジ損益	△8,429
貸倒引当金	△5,100	純資産合計	112,694
資産合計	387,141	負債純資産合計	387,141

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		147,189
売上原価		100,163
売上総利益		47,026
販売費及び一般管理費		30,084
営業利益		16,941
営業外収益		
受取利息	1,866	
有価証券利息	120	
受取配当金	18,071	
為替差益	5,173	
その他	109	25,340
営業外費用		
支払利息	810	
貸倒引当金繰入額	1,188	
支払補償費	476	
その他	663	3,138
経常利益		39,144
特別利益		
固定資産売却益	4,615	
投資有価証券売却益	1,254	
関係会社清算益	333	6,203
特別損失		
固定資産除売却損	112	
投資有価証券評価損	999	
関係会社株式売却損	75	
関係会社株式評価損	9	
早期割増退職金	4	1,202
税引前当期純利益		44,145
法人税、住民税及び事業税	7,458	
法人税等調整額	1,594	9,053
当期純利益		35,091

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 準 備	本 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益		剰 余 金		利 剰 余 金 計
						固 定 資 産 積 立	固 定 資 産 圧 縮 積 立	圧 縮 特 別 勘 定 積 立	別 途 繰 越 剰 余 金	益 金	
当 期 首 残 高	25,658	27,154	27,154	3,990	716	2,981			23,136	11,976	42,800
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当										△14,771	△14,771
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立					2,925					△2,925	-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△40					40	-
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 積 立								1,731		△1,731	-
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩							△1,916			1,916	-
当 期 純 利 益										35,091	35,091
自 己 株 式 の 取 得											
自 己 株 式 の 処 分											
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,884	△185				17,621	20,319
当 期 末 残 高	25,658	27,154	27,154	3,990	3,600	2,795			23,136	29,597	63,120

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△498	95,114	5,114	△8,429	△3,314	91,799
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△14,771				△14,771
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立		-				-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-				-
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 積 立		-				-
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩		-				-
当 期 純 利 益		35,091				35,091
自 己 株 式 の 取 得	△491	△491				△491
自 己 株 式 の 処 分	118	118				118
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			948		948	948
当 期 変 動 額 合 計	△373	19,946	948	-	948	20,894
当 期 末 残 高	△872	115,061	6,062	△8,429	△2,366	112,694

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）定額法

ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生の翌期から費用処理しております。

役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別

ステップ2：契約における履行義務を識別

ステップ3：取引価格を算定

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識

当社は塗料の製造販売及び関連する諸サービス等を主な事業内容としております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「棚卸資産廃却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	99,349百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	43,739百万円
短期金銭債務	4,032百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	132,368百万円
仕入高等	33,612百万円
営業取引以外の取引による取引高	19,058百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	384,664株
------	----------

(注) 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が381,679株含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価減	36百万円
貸倒引当金	2,119百万円
投資有価証券評価損	314百万円
関係会社株式評価損	8,900百万円
ゴルフ会員権評価損	13百万円
未払費用	256百万円
未払事業税	287百万円
賞与引当金	822百万円
退職給付引当金	2,379百万円
ソフトウェア	133百万円
その他	2,113百万円
繰延税金資産小計	<u>17,377百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△12,086百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△12,086百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>5,290百万円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	5,903百万円
固定資産圧縮積立金	1,651百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	1,279百万円
有価証券評価差額	2,787百万円
繰延税金負債合計	<u>11,622百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>6,331百万円</u></u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	関西ペイント販売 株式会社	所有 直接 100.00%	当社の塗料等の 販売 役員の兼任	自動車用塗料 等の販売	93,256	売掛金	25,825
				支払利息	64	関係会社短期借入金	9,306
	Kansai Helios Coatings GmbH	所有 直接 80.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	16,569	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	2,641
				資金の回収 受取利息	22,119 1,020	関係会社長期貸付金	19,661
	Kansai Plascon Africa (Pty) Ltd.	所有 直接 100.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	2,158	関係会社短期貸付金	2,318
				受取利息	584	関係会社長期貸付金	7,322

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 各種塗料の販売については、市場価格等を参考にして、両者協議のうえ決定しております。
- 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）の契約を締結しており資金の借入・返済を繰り返し行っておりますので、CMS取引金額（資金の借入）の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	634円57銭
1株当たり当期純利益	197円54銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

関西ペイント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 武 浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

関西ペイント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃原 一也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 武浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針及び計画、職務の分担等に従い、内部監査部門である監査部と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

関西ペイント株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷部 秀 士 ⑩

監査等委員 山本 徳 男 ⑩

監査等委員 中井 洋 恵 ⑩

(注) 監査等委員山本徳男及び中井洋恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上